

熊毛地域特産品発掘・PR事業業務委託企画提案仕様書

1 事業名

熊毛地域特産品発掘・PR事業業務委託

2 事業の目的

熊毛地域の特産品について、首都圏等で開催される大規模展示会「GOOD LIFE フェア 2024」においてブース出展し、島外への販路拡大及び販売促進をに組み込むことで、「種子島・屋久島」のブランドイメージの向上及び「地域の稼ぐ力の向上」を図り、活力ある地場産業の育成・振興を目指す。

【GOOD LIFE フェア 2024 の概要】

「豊かな暮らしづくり」に関心が高い首都圏消費者と、地域資源に関心が高いビジネス関係者が来場し、地域の魅力あふれた物産品や観光資源などのPR及びビジネス関係者との商談・交流が可能な大規模展示会。

- ・会期：令和6年10月25日（金）～令和6年10月27日（日）
- ・会場：東京ビッグサイト 南1～4ホール
- ・主催：朝日新聞社
- ・前回実績：425社/473ブース、来場者35,371名（2023年実績）

3 委託業務の内容

受託者は下記(1)～(4)の内容を実施するものとする。

(1) セミナーのサポート

熊毛地域に関連する特産品事業者を対象に、熊毛地域販路拡大実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が主催するセミナーについて、事業者への周知等のサポートを行うこと。なお、セミナーの内容についても助言を行うこと。

【概要】

- ・会場：3会場（西之表市，中種子町，屋久島町）
- ・内容：売り場づくり，商品の見せ方 等

※講師として鹿児島県よろず支援拠点コーディネーター等の専門家を想定している。

(2) 展示会への参加事業者の募集・選考

ア 募集

- ・熊毛地域に関連する特産品事業者に対し、展示会でのブース出展についての募集周知及び応募の取りまとめを行う。県ホームページやSNS等を活用し、効果的な周知を図ること。

イ 選考

- ・設定した出展者の枠数より多数の応募があった場合、事業者の選考を行う。枠数及び審査方法等については、県及び実行委員会と協議の上、決定すること。

・なお、参加事業者については、以下の条件を満たし、販路拡大に意欲的な事業者を想定している。

- (ア) 熊毛地域に関連する特産品の製造，加工，販売のいずれかを行う中小企業者等であること。
- (イ) 出展期間中、商談担当者が出展ブースに常駐できること。

- (ウ) 出展期間中、裁判で係争中の商品又は表示は使用しないこと。
- (エ) 出展期間中ないし出展後に実施するアンケート調査に協力できること。
- (オ) 出展前に実行委員会が開催する出展者向けセミナー兼説明会に出席できること
- (カ) 実行委員会が作成するリーフレットの取材等に協力できること。
- (キ) バイヤーへ情報提供を行うため、「FCP展示会・商談会シート」の提出ができること。

(3) ブース出展の企画、運営

受託者はブース出展における企画装飾・運営を行う。ブース数及び装飾の仕様については、県及び主催者と協議の上、決定すること。

- ・ 2～3ブースの出展を想定している。出展料及び装飾料については受託者負担とする。
- ・ 実行委員会が実施するリーフレット作成のサポートを行うこと。
- ・ 出展事業者の参加に係る旅費、送料は事業者負担とする。なお、出展事業者の旅費については、実行委員会が一部補助することを想定している。
- ・ ブース内において、集客効果のあるイベントの実施を想定している。
- ・ 出展前及び出展期間中において、実行委員会が作成するリーフレット等を効果的に活用すること。

(4) 出展者へのアンケートの実施

出展期間中ないし出展後に出品事業者に対してアンケートを実施すること。

なお、アンケートの内容は県と協議の上、決定する。

(5) 報告書の作成

受託者は、上記(1)～(4)の実施内容を報告書としてとりまとめ、別添「委託業務終了届」(様式6)と併せて提出すること。なお、今回の事業をとおして感じた熊毛地域の特産品に対する課題及び販路拡大に向けた政策助言についても記載すること。

【報告書の規格】

- ・ 報告書 A4版、カラー1部
- ・ 報告書の電子データPDF形式1式
- ・ その他のデータ(写真等)画像ファイル形式1式

4 履行期間

契約締結日から令和7年2月28日(金)まで

5 その他

- (1) 受託者は、県と密に連携を図りながら事業実施に取り組むこと。
- (2) 本業務について、この仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、県と受託者で協議の上、決定する。
- (3) 成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下、「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。)を当該著作物の引渡し時に県へ無償で譲渡すること。
- (4) 県は、成果物が著作物に該当する場合又は該当しない場合にかかわらず、当該成果物の内容を受託者の許可なく自由に公表することができる。

- (5) 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、県が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意すること。また、県は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- (6) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保障し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (7) 本業務で取得した写真、映像データについての著作権は県に帰属し、そのデータ等は、CD-R等で県に提出する。
- (8) 受託者は、本業務を遂行する上で知り得た情報又は秘密について、県の承諾を得ることなく第三者に漏らし、又は業務以外の目的に使用してはならない。契約期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。